

豊田市企業立地マッチング事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市に立地を希望し、立地に適した土地又は建物についての情報を求めている者と土地又は建物についての情報を持っている者を結びつけ、企業立地及び民間による工業系土地利用の促進を図る企業立地マッチング事業（以下「マッチング事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、豊田市成長投資促進条例（令和6年条例第48号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

（1）立地希望者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 本市に製造業、製品の製造に係るサービス業、製品の製造に係る情報通信業、高度先端産業分野に属する事業又は製造業に属する事業に類する事業として市長が認める事業の用に直接供する工場、研究施設又は事務所の設置を希望する者

イ その他市長が必要と認める者

（2）不動産事業者等 土地又は建物についての情報を持ち、かつ、本市の推進する企業立地関連施策に協力する意思があり、第4条の規定による登録を受けた者をいう。

（3）土地等所有者 土地又は建物の所有者をいう。

（4）土地等情報 本市における土地又は建物（売買にあつては市長が収集及び提供する情報に係るもの、不動産事業者等が所有するもの又は不動産事業者等により専任媒介契約若しくは一般媒介契約が締結されている等、土地等所有者がこの事業において自身が所有する物件を取り扱われることについて同意しているものに限り、賃貸借にあつては当該土地又は建物の所有者又は管理者と調整が済んでおり、客付依頼日が明記できるものに限る。）に関する情報をいう。

（事業の対象から除外する土地等）

第3条 土地等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該土地等については、この事業の対象としない。

（1）その土地等の利用が都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令又は本市の条例、規則、要綱等による規制又は基準に明らかに抵触する場合

（2）その土地等の利用が第9次豊田市総合計画、豊田市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針と合致しない場合

（3）その土地等の利用が、本市が実施し、又は計画する事業に重大な影響を与えるおそれがある場合

（4）その他市長がこの事業の対象とすることが不適当と認める場合

（不動産事業者等の登録）

第4条 市長は、土地等情報の提供を受けるため、あらかじめ不動産事業者等の登録を行う。ただし、社団法人愛知県宅地建物取引業協会豊田支部（以下「宅建協会」という。）の会員については、市と宅建協会との間で協定を締

結することにより、市長の登録を受けたものとみなす。

（登録の方法）

第5条 登録を希望する不動産事業者等は、不動産事業者等登録申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、不動産事業者等は、あいち電子申請・届出システム（Grafferスマート申請 豊田市）により、申請することができる。

（登録の要件）

第6条 市長は、前条の規定による登録の申請をした者が、次の各号の全てを満たすときは、不動産事業者等として登録するものとする。

（1）宅建協会の会員、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3項に定める宅地建物取引事業者（同法第3条に規定する免許の更新を1回以上受けている者に限る。）、同法第77条第3項に定める届出を行った信託会社、同条第4項の信託業務を兼営する金融機関又は土地の所有者であること。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人でないこと。

（3）電子メール又はファクシミリによる情報交換に対応できること。

（4）市外の立地用地等のあつせんを主たる目的としないこと。

（登録等の通知）

第7条 市長は、第5条の規定による登録の申請があったときは、その登録の可否を決定し、登録を適当と認めたときは、不動産事業者等登録決定通知書（様式第2号）により申請者にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、あいち電子申請・届出システム（Grafferスマート申請 豊田市）により、通知することができる。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録した不動産事業者等（以下「登録不動産事業者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

（1）第6条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

（2）不正の手段により第6条の規定による登録を受けたとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、市長が登録不動産事業者等として適当でないと認めるとき。

（登録の辞退）

第9条 登録不動産事業者等は、登録を辞退しようとするときは、不動産事業者等登録辞退届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録不動産事業者等は、あいち電子申請・届出システム（Grafferスマート申請 豊田市）により、届け出ることができる。

（情報提供の申請）

第10条 立地希望者等は、土地等情報の提供を受けようとするときは、豊田市土地等情報提供申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

い。

- 2 前項の規定にかかわらず、立地希望者等は、あいち電子申請・届出システム（Grafferスマート申請 豊田市）により、申請することができる。

（情報提供の依頼）

- 第11条 市長は、前条の規定による情報提供の申請があり、かつ、当該申請の目的が当該申請を行った立地希望者等の自らの立地に関するものと認める場合は、豊田市土地等情報提供依頼書（様式第5号）を登録不動産事業者等に送付し、土地等情報の提供を依頼するものとする。2 前項の場合において、市長は、登録不動産事業者等に対し立地希望者等の名称、所在地その他の企業の特定が可能となる情報（個人の場合にあっては、氏名、住所その他の個人の特定が可能となる情報）は提供しないものとする。

（情報の収集）

- 第12条 前条第1項の規定による依頼を受けた登録不動産事業者等は、土地等情報の収集を行う。

（市長への報告等）

- 第13条 前条の土地等情報の収集を行った登録不動産事業者等は、立地希望者等の申請内容と合致する土地等情報があった場合は、市長が定める期限までに、豊田市土地等情報報告書（様式第6号）により当該土地等情報に関する事項を市長へ報告する。

- 2 前項の規定による報告があった後、当該土地等情報が売約、売約の見込みその他の事由により取扱いが困難となった場合は、当該土地等情報を報告した登録不動産事業者等は、直ちに豊田市土地等情報取下書（様式第6号の2）を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、登録不動産事業者等は、あいち電子申請・届出システム（Grafferスマート申請 豊田市）により、報告及び提出することができる。

（市長の情報収集及び提供）

- 第14条 市長は、第10条の規定による申請があったとき、立地希望者等に対してその申請内容と合致する土地等情報を提供できるよう、土地等所有者からの土地等情報の収集に努めなければならない。

（立地希望者等への通知）

- 第15条 市長は、第13条第1項の規定による報告を受けたときは、おおむね1週間以内に当該土地等情報を審査し、豊田市土地等情報通知書（様式第7号）により立地希望者等に通知するものとする。ただし、当該土地等情報が第3条各号に規定する場合又は立地希望者等の申請内容に合致しない場合は、豊田市土地等情報取扱通知書（様式第7号の2）により、当該土地等情報を立地希望者等へ通知しない旨を、当該土地等情報を報告した登録不動産事業者等に通知する。

- 2 市長は、複数の登録不動産事業者等から同一の土地等情報の報告を受けたときは、最初に報告のあった登録不動産事業者等の土地等情報を立地希望者等に通知するものとする。

- 3 第1項本文に規定する通知の内容は、第13条第1項の規定による報告の内容を限度とする。

- 4 市長は、前条の規定による収集を行い、立地希望者等の申請内容と合致す

る土地等情報を得ている場合は、第10条の規定による申請を受けたときからおおむね1週間以内に、豊田市土地等情報通知書（様式第7号）により立地希望者等に通知する。

5 市長は、第13条第1項の規定により定める期限までに土地等情報の提供がない場合及び前条の規定による収集を行ったが立地希望者等の申請内容と合致する土地等情報を得られなかった場合は、豊田市土地等情報収集結果通知書（様式第7号の3）によりその旨を立地希望者等に通知する。

6 市長は、第13条第2項の規定による提出があった場合は、豊田市土地等情報取下通知書（様式第7号の4）によりその旨を立地希望者等に通知する。

7 第1項、第4項、第5項、第6項の規定にかかわらず、市長は、あいち電子申請・届出システム（Grafferスマート申請 豊田市）により、通知することができる。

（連絡調整等）

第16条 立地希望者等は、前条第1項本文、第2項又は第4項の規定による通知のあった土地等情報のうち、関心のあるものがあった場合は、通知書に記載されている登録不動産事業者等又は市長へ連絡する。

2 市長は、前項に規定する関心のある土地等情報があった場合で当該土地等情報が登録不動産事業者等により報告されたものであるときは、前項の規定による連絡以後の立地希望者等と登録不動産事業者等との具体的な調整については関与しないものとする。

3 市長は、第1項に規定する関心のある土地等情報があった場合で当該土地等情報が自ら収集したものであるときは、土地等所有者の情報を立地希望者等に伝え、それ以後の立地希望者等と土地等所有者との具体的な調整については関与しないものとする。

（状況報告）

第17条 立地希望者等は、第15条第1項本文に規定する通知を受領してから1月以内に、登録不動産事業者等又は土地等所有者との連絡調整の状況について、豊田市土地等情報取扱状況報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、立地希望者等が登録不動産事業者等に連絡をしなかった場合において前項に規定する報告を受けたときは、第13条第1項の規定による報告をした登録不動産事業者等に対し、おおむね1週間以内に立地希望者等の土地等情報の取扱いについて、豊田市土地等情報取扱状況通知書（様式第8号の2）により通知する。

3 第1項の規定にかかわらず、立地希望者等は、あいち電子申請・届出システム（Grafferスマート申請 豊田市）により、報告することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、市長は、あいち電子申請・届出システム（Grafferスマート申請 豊田市）により、通知することができる。

（結果報告）

第18条 立地希望者等は、第15条第1項本文又は第4項に規定する通知書に記載された土地若しくは建物に係る売買契約若しくは賃貸借契約が成立したとき又はその見込みがあるときは、その旨を豊田市土地等情報取扱結果報告書（様式第9号）により市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、立地希望者等は、あいち電子申請・届出システム（Grafferスマート申請 豊田市）により、報告することができる。

（守秘義務）

第19条 登録不動産事業者等は、この事業の実施に関して知り得た立地希望者等の秘密を、当該立地希望者等の同意なく他に漏らし、又は他の目的のために使用してはならない。

2 立地希望者等は、この事業の実施に関して知り得た登録不動産事業者等の秘密を、当該登録不動産事業者等の同意なく他に漏らし、又は他の目的のために使用してはならない。

（免責）

第20条 市長は、第16条第1項の規定による連絡の後に行われる立地希望者等と登録不動産事業者等又は土地等所有者との間の立地に関する連絡調整、交渉、契約その他の行為については、一切責任を負わないものとする。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の豊田市企業立地マッチング事業実施要綱の規定に基づく様式を使用している場合は、改正後の豊田市企業立地マッチング事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、当該様式を使用することができるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の豊田市企業立地マッチング事業実施要綱の規定に基づく様式を使用している場合は、改正後の豊田市企業立地マッチング事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、当該様式を使用することができるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の豊田市企業立地マッチング事業実施要綱の規定に基づく様式を使用している場合は、改正後の豊田市企業立地マッチング事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、当該様式を使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

不動産事業者等登録申請書

年 月 日

豊田市長 様

申請者 所在地
名称
代表者名

豊田市企業立地マッチング事業実施要綱第 5 条の規定により、次の事項について同意のうえ、関係書類を添えて申請します。

（同意事項）

- 市が推進する企業立地関連施策に協力すること。
- 本事業による情報提供後に立地希望者等との間で行われる連絡調整、交渉、契約その他の行為については、市長は一切の責任を負わないこと。
- 本事業の実施に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。

担当部署名	
担当者名	
電話番号・FAX 番号	
メールアドレス	
宅地建物取引業免許番号	
添付書類 (添付する書類にチェック)	☐ 資格証書の写し（宅地建物取引業免許証など） ☐ 法人登記事項証明書の写し及び役員名簿（法人事業者の場合） ☐ 住民票の写し（個人事業者の場合）

様式第 2 号（第 7 条関係）

不動産事業者等登録決定通知書

年 月 日

様

豊 田 市 長
（公印省略）

豊田市企業立地マッチング事業実施要綱第 7 条の規定により、以下のとおり不動産事業者等の登録を決定したので通知します。

申請年月日	年 月 日	登録番号	第 号
所在地			
名称			
登録の条件等	○ 暴力団員又は暴力団との関わりがないこと。 ○ 電子メール又はファクシミリによる情報交換に対応すること。 ○ 市外の立地用地等のあつせんを主たる目的としないこと。 ○ 宅地建物取引業の免許証を更新した場合は、速やかに更新した免許証の写しを提出すること。 ○ 登録の辞退及び登録資格を消失したときは、不動産事業者等登録辞退届出書を提出すること。		

様式第3号（第9条関係）

不動産事業者等登録辞退届出書

年 月 日

豊田市長 様

申請者 所在地
名称
代表者名

豊田市企業立地マッチング事業実施要綱第9条の規定により、不動産事業者等の登録を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	第 号
辞退の理由	

豊田市土地等情報提供申請書

豊田市長 様

申請者 所在地
名称
代表者名

豊田市企業立地マッチング事業実施要綱第10条の規定により、次の事項について同意のうえ、土地等情報の提供について申請します。

（同意事項）

- 本事業により知り得た情報を情報提供者の許可なく事業以外の目的に使用しないこと。
- 本事業による情報提供後に登録不動産事業者等との間で行われる連絡調整、交渉、契約その他の行為については、市長は一切の責任を負わないこと。
- 立地希望者等が立地を行うにあたっての建築基準法等の法令又は本市の条例、規則、要綱等の規制若しくは基準については、立地希望者等及び登録不動産事業者等において責任をもって確認すること。

目的	☐ 工場 ☐ 研究施設 ☐ 事務所
実施予定事業の業種	☐ 製造業 ☐ 製品の製造に係るサービス業 ☐ 製品の製造に係る情報通信業 ☐ 高度先端産業分野の事業に属する事業 ☐ 完全人工光型の植物工場
土地の分類	☐ 未利用地・遊休地 ☐ 空き工場・工場跡地 ☐ 分譲地（ ☐ 計画中 ☐ 完成地）
希望地区	地区（ ☐ 希望地区以外の情報提供も可）
用途地域	☐ 工専 ☐ 工業 ☐ 準工 ☐ その他
希望面積	m ² （建築面積 m ² ）
希望取得方法	☐ 購入 ☐ 賃貸借
希望総額（購入）	円（円／m ² ）
希望総額（賃貸借）	円（円／m ² ）
希望取得時期	年 月
その他特記事項	

※チェックは複数可
担当部署・担当者氏名
電話番号・FAX番号
メールアドレス

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

豊田市土地等情報提供依頼書

様

豊 田 市 長
（公印省略）

立地希望者等から土地等情報の提供の申請がありましたので、豊田市企業立地マッチング事業実施要綱第 1 1 条第 1 項の規定により依頼します。

案件番号	—
目的	☐ 工場 ☐ 研究施設 ☐ 事務所
実施予定事業の業種	☐ 製造業 ☐ 製品の製造に係るサービス業 ☐ 製品の製造に係る情報通信業 ☐ 高度先端産業分野の事業に属する事業 ☐ 完全人工光型の植物工場
土地の分類	☐ 未利用地・遊休地 ☐ 空き工場・工場跡地 ☐ 分譲地（ ☐ 計画中 ☐ 完成地）
希望地区	地区（ ☐ 希望地区以外の情報提供も可）
用途地域	☐ 工専 ☐ 工業 ☐ 準工 ☐ その他
希望面積	m ² （建築面積 m ² ）
希望取得方法	☐ 購入 ☐ 賃貸借
希望総額（購入）	円（円／m ² ）
希望総額（賃貸借）	円（円／m ² ）
希望取得時期	年 月
その他特記事項	
回答期限	年 月 日

- ※ 上記回答期限までに、豊田市土地等情報報告書（様式第 6 号）の提出をお願いします。
- ※ 豊田市土地等情報報告書（様式第 6 号）を提出後、報告した土地等情報の物件が売約済又は売約見込みとなった場合は、豊田市土地等情報取下書（様式第 6 号の 2）の提出をお願いします。

豊田市土地等情報報告書

豊田市長 様

所在地
名称
代表者名

依頼のありました土地等情報について、豊田市企業立地マッチング事業実施要綱第 1 3 条第 1 項の規定により報告します。

案件番号	—		
所在地	豊田市		
区域区分及び用途地域	☐ 市街化区域（ ☐ 工専 ☐ 工業 ☐ 準工 ☐ その他） ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外		
土地の分類	☐ 未利用地・遊休地 ☐ 空き工場・工場跡地 ☐ 分譲地		
面積	㎡（建築面積 ㎡）		
引渡し方法	☐ 購入 ☐ 賃貸借		
予定総額（購入）	円（ 円／㎡）		
予定総額（賃貸借）	円（ 円／㎡）		
引渡し予定時期	年 月 （専任媒介契約期限 年 月 日）		
土地取扱状況	☐ 所有地 ☐ 専任媒介契約 ☐ 一般媒介契約		
契約種類	土地	☐ 普通 ☐ 事業用借地 ☐ 一般定期	
	建物	☐ 普通 ☐ 定期建物	
物件確認	情報提供元	☐ 所有者 ☐ 管理者	
	客付依頼日	年 月 日	
周辺インフラ整備状況等	（周辺 I C までの距離、工業用水利用可否等）		
添付書類	☐ 物件概要書等 ☐ 図面等		
連絡先	所在地	（〒 - ）	
	名称		
	担当者		
	電話番号		
	F A X 番号		
	メールアドレス		

様式第6号の2（第13条関係）

年 月 日

豊田市土地等情報取下書

豊田市長 様

所在地
名称
代表者名

先日報告しました土地等情報について、豊田市企業立地マッチング事業実施要綱第13条第2項の規定により取り下げます。

案件番号	—
所在地	豊田市

豊田市土地等情報通知書

様

豊田市長 太 田 稔 彦

登録不動産事業者等から土地等情報の提供がありましたので、豊田市企業立地マッチング事業実施要綱第 1 5 条第 1 項の規定により通知します。

案件番号	— —	
所在地	豊田市 町	
区域区分及び用途地域	☐ 市街化区域（ ☐ 工専 ☐ 工業 ☐ 準工 ☐ その他） ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外	
土地の分類	☐ 未利用地・遊休地 ☐ 空き工場・工場跡地 ☐ 分譲地	
面積	㎡（建築面積 ㎡）	
引渡し方法	☐ 売却 ☐ 賃貸借	
予定総額（売却）	円（ 円／㎡）	
予定総額（賃貸借）	円（ 円／㎡）	
引渡し予定時期	年 月	
土地取扱状況	☐ 所有地 ☐ 専任媒介契約 ☐ 一般媒介契約	
周辺インフラ整備状況等		
土地等情報を所有する不動産事業者等の連絡先	所在地	（〒 — ）
	名称	
	担当者	
	電話番号	
	F A X 番号	
	メールアドレス	

- ※ 場合によっては、上記土地情報は売買済となっているおそれもあります。ご了承ください。
- ※ 年 月 日までに、上記土地情報の検討状況について、豊田市土地情報取扱状況報告書（様式第 8 号）の提出をお願いします。
- ※ 上記土地等情報に基づき、売買契約又は賃貸借契約に至った場合は、豊田市土地情報取扱結果報告書（様式第 9 号）の提出をお願いします。

様式第 7 号の 2（第 1 5 条関係）

年 月 日

豊田市土地等情報通知書

様

豊 田 市 長
（公印省略）

貴社から報告のありました土地等情報について、豊田市企業立地マッチング事業実施要綱第 3 条の規定又は立地希望者等の申請内容に合致しなかったため、立地希望者等へ情報提供しないことを通知します。

案件番号	—
所在地	豊田市

様式第 7 号の 3（第 1 5 条関係）

年 月 日

豊田市土地等情報通知書

様

豊 田 市 長
（公印省略）

依頼のありました土地等情報について、豊田市企業立地マッチング事業実施要綱第 1 5 条第 5 項の規定により通知します。

案 件 番 号	—
土 地 等 情 報	該 当 な し

様式第 7 号の 4 （第 1 5 条関係）

年 月 日

豊田市土地等情報取下通知書

様

豊 田 市 長
(公印省略)

先日報告しました土地等情報について、情報提供した登録不動産事業者等から土地等情報の取下げがありましたので、豊田市企業立地マッチング事業実施要綱第 1 5 条第 6 項の規定により通知します。

案件番号	— —
所在地	豊田市

年 月 日

豊田市土地等情報取扱状況報告書

豊田市長 様

所在地
名称
代表者名

登録不動産事業者等から提供のありました土地等情報の取扱いについて、豊田市企業立地マッチング事業実施要綱第 1 7 条第 1 項の規定により状況報告します。

案件番号	土地等情報取扱状況
— —	☐ 連絡調整なし ☐ 連絡調整したが、条件に合致しなかった ☐ 連絡調整し、今後も検討を進める (詳細：)
— —	☐ 連絡調整なし ☐ 連絡調整したが、条件に合致しなかった ☐ 連絡調整し、今後も検討を進める (詳細：)
— —	☐ 連絡調整なし ☐ 連絡調整したが、条件に合致しなかった ☐ 連絡調整し、今後も検討を進める (詳細：)

様式第 8 号の 2 （第 1 7 条関係）

年 月 日

豊田市土地等情報取扱状況通知書

様

豊 田 市 長
（公印省略）

貴社から提供のありました土地等情報の取扱いについて、豊田市企業立地マッチング事業実施要綱第 1 7 条第 2 項の規定により通知します。

案件番号	土地等情報取扱状況
—	

年 月 日

豊田市土地等情報取扱結果報告書

豊田市長 様

所在地
名称
代表者名

登録不動産事業者等から提供のありました土地等情報の取扱いについて、豊田市企業立地マッチング事業実施要綱第 1 8 条の規定により結果報告します。

案件番号	— —
売買契約日又は賃貸借 契約日（予定日）	年 月 日
建物工事又は分譲地の 造成工事着手予定日	年 月 日